「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

| 名称 | 位置 |
|---------|------------------------|
| 川西保育所 | 帯広市川西町西 2 線 59 番地の 7 |
| 広野保育所 | 帯広市広野町西2線150番地 |
| 愛国保育所 | 帯広市愛国町基線 37 番地 |
| 清川保育所 | 帯広市清川町西 2 線 125 番地の 25 |
| ことぶき保育所 | 帯広市昭和町東1線108番地の6 |
| 富士保育所 | 帯広市富士町西3線53番地の2 |

2 指定管理者

带広市西 15 条南 40 丁目 2 番地 1 社会福祉法人 带広保育事業協会 理事長 吉田 信代

3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで